

Q



自然災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置とはどのような内容なのでしょうか。

A



中小企業強靱化法が成立し、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、20%の特別償却が適用できることとなりました。

●改正概要 ● **減税**

中小企業の防災・減災設備導入など、災害対策の設備投資を後押しするための税制が設けられました。

改正概要

税制の概要

【対象者】

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業。小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

＜対象設備＞

- ✓ 機械装置 (100万円以上) : 自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品 (30万円以上) : 制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備 (60万円以上) : 止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却 (20%) を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

① 「強化計画」策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

出典：経済産業省「税制改正について」一部加筆修正

【想定される投資事例】

- ・〇〇の固定状況、耐震対策の状況を確認し、必要に応じて固定または免震装置を導入する（耐震対策）
※棚、什器、机、パソコン、モニターなど
- ・二次災害の危険性がある〇〇に自動停止機能を設置する ※ボイラーや火気設備など（二次災害対策）
- ・重要設備（受変電等）や在庫品に〇〇などの防水措置を実施する（浸水対策）
※周囲に防水堤を設け周りを囲う、架台を高く作り上方へ持ち上げる

出典：中小企業庁HP掲載「事業継続力強化計画策定の手引き」より一部引用

令和元年7月16日～令和3年3月31日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用

POINT



対象設備の取得は、**事業継続力強化計画の認定を受けた後でなければなりません。（認定前の取得は対象外！）**

手続きには一定の時間を要します。また申請書に不備があれば手続きの長期化考えられます。検討される際には必ず余裕をもって申請ください。